

令和6年1月12日

保護者 各位

魚津市教育委員会

大地震等の緊急時における児童の安全確保と保護者への引き渡しについて（お知らせ）

はじめに、1月1日に発生した能登半島地震で被災されました方、関係の皆様には、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興、日常の回復をお祈り申し上げます。

学校では毎年、地震や津波に対する避難訓練を実施しておりますが、今回のような災害（特に地震や津波）が在校中に発生した場合、被災状況や周囲の被害状況、今後起こり得る危険状況等を鑑み、児童生徒を下校させるか、学校に待機させて保護者に引き渡すかの判断が求められます。また、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使えなくなり、保護者との連絡が取れないことが予想されます。

そこで、あらかじめ緊急時の児童生徒の安全確保についての共通理解を図り、緊急時に備えたいと考えております。また、文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」に基づき、下記のとおり、保護者の皆様への引き渡しの判断基準（ルール）を定め、対応していきます。つきましては、何卒ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

■引き渡しの判断及び安否確認について

※学校の電話、学校の安心安全メール等を活用し、保護者との連絡や安否確認を行います。

震度5弱以上の地震が発生

引き渡しによる下校とする。

（保護者等の迎えがあるまで、学校で待機させる。）

学校にいるとき

引き渡しによる下校とする。

（保護者等の迎えがあるまで、学校で待機させる。）

登下校中のとき

※大きな揺れを感じたら

学校へ登校した場合

自宅へ引き返した場合

自分の命を守ることを最優先し、近くにいる家族や大人の指示に従って避難行動を続ける。

※安全が確保できたら、学校に連絡する。

※連絡がない場合、お子さんの安否確認のため学校から連絡をします。

参考：西部中学校の海拔は、10mです。

津波警報が発令

引き渡しによる下校とする。

（保護者等の迎えがあるまで、学校で待機させる。）

学校にいるとき

※校舎の3階へ避難

（保護者等の迎えがあるまで、学校で待機させる。）

※警報の発令中にお子さんを迎えに来られた保護者等については、基本的に解除されるまで一緒に避難（待機）する。

登下校中のとき

※サイレンや防災無線で津波情報を知ったら

学校へ登校した場合

津波避難施設や鉄筋コンクリートの建物の3階以上、または高台等へ避難した場合

警報が解除になるまで自分の命を守ることを最優先し、近くにいる家族や大人の指示に従って避難行動を続ける。

※安全が確保できたら、学校に連絡する。

※連絡がない場合、お子さんの安否確認のため学校から連絡をします。

自宅へ引き返した場合

※想定外の事態等では、臨機応変の対応も必要となります。

※お子さんだけで家にいるときに大きな地震や津波等が発生した場合の対応については、家庭で話し合ってください。

学校の電話：0765-22-0059